

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	うるま市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、以下のとおりである。 ①妊産婦若しくはその配偶者、乳児若しくは幼児の保護者への保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③妊産婦、乳児、幼児等に対する健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子(親子)健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨未熟児養育医療に関する事務(申請の受理、給付の決定、費用の徴収等) ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ⑪マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用して、母子保健法に基づく申請を受領
③システムの名称	1. 地域健康支援システム 健康かるて標準仕様対応版 2. エクセル管理 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5.. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 母子保健情報ファイル 2. 養育医療給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42.80.95.96125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て包括支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所こども未来部子育て包括支援課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-989-0220

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	システムへ入力する際や住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、書類を郵送等する際には、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報がふくまれていないか等ダブルチェックを行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員)に対し、情報の取り扱いに関する注意事項の確認や個人情報の適正管理のための自己点検表を作成し、実施。課内で集計・分析し、注意喚起を実施している。また庁内で漏洩等の事案については、速やかに職員(会計年度任用職員含む)と共有し、発生防止にむけて対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I 1. ②事務の概要	追加	(前記省略) ⑨ 未熟児療育医療の給付又は費用支給の申	事後	具体的手続きの説明追加
平成28年4月1日	I 5. ①部署	市民部健康支援課	こども部こども健康課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	健康支援課長 佐久川 篤	こども健康課長 濱比嘉 由美子	事後	組織改編に伴う人事異動
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡	うるま市市役所市民部健康支援課 沖縄県うる ま市字安慶名488番地 TEL098-973-3209	うるま市市役所こども部こども健康課 沖縄県うる ま市みどり町一丁目1番1号 TEL098-989-	事後	組織改編
平成28年6月24日	II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	評価見直し
平成28年6月24日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	I 1. ②事務の概要	うるま市では、母子保健法に基づき、保健指 導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届	母子保健法及び行政手続きにおける個人を 識別するための番号の利用等に関する法律の	事後	
平成29年4月1日	I 1. ③システムの名称	エクセル管理	1. PLANETS健康管理 2. エクセル管理(養育医療)	事後	情報連携に伴う見直し
平成29年4月1日	I 2. 特定個人情報ファイル 名	健康管理情報ファイル	1. 母子保健情報ファイル 2. 養育医療給付ファイル		
平成29年4月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
平成29年4月1日	I 4. ②実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報連携に伴う見直し
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26.56の2.87	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26.56の2.87	事後	
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 評価対象の 事務の対象人数は何人か	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	評価見直し
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価見直し
平成30年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成30年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	無し	新設「Ⅳ リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける個人情報 を識別するための番号の利用等に関する法律 (情報提供の根拠)	母子保健法及び行政手続きにおける個人情報 を識別するための番号の利用等に関する法律 (情報提供の根拠)	事前	新規事務追加
令和2年3月31日	3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二の26.56の2.87	番号法第19条第7号 別表第二の26.56の2.69	事前	法令上の根拠追加
令和2年6月18日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年4月1日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS健康管理 2. エクセル管理	1. 地域健康支援システム 健康かるて 2. エクセル管理	事後	情報連携に伴う見直し
令和3年4月1日	I 5. ②所属長	こども健康課長 濱比嘉 由美子	こども健康課長 美里 直樹	事後	人事異動
令和3年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和3年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月24日	I 5.①部署、②所属長の役職 名	I 5. ①こども部こども健康課	I 5. ①こども未来部 子育て世代包括支援センター	事後	機構改革
令和5年6月16日	I 4. ②情報提供の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	根拠法令見直し
令和5年6月16日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価見直し
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価見直し
令和5年12月21日	I 1. ②事務の概要	追加	⑪マイナポータルのサービス検索・電子申請機能 を利用して、母子保健法に基づく申請を受領	事後	情報連携に伴う見直し
令和5年12月21日	I 1. ③システムの名称	追加	5.. サービス検索・電子申請機能	事後	情報連携に伴う見直し
令和5年12月21日	I 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	うるま市役所総務部総務課	うるま市役所総務部総務政策課	事後	機構改革
令和6年12月25日	I 1,③システムの名称	1. 地域健康支援システム 健康かるて 2. エクセル管理 3. 番号連携サーバー 4. 中間 サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	1. 地域健康支援システム 健康かるて標準仕 様対応版 2. エクセル管理 3. 番号連携 サーバー 4. 中間サーバー 5. サービス検 索・電子申請機能	事前	システムの標準化に伴う修正
令和6年12月25日	I 5.①部署、②所属長の役職 名 I 8連絡先部課名	I 5. ①こども未来部 子育て世代包括支援センター ②所長 I 8. うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援 センター	I 5. ①こども未来部子育て包括支援課 ②子育て包括支援課長 松本 隆宏 I 8. うるま市役所こども未来部子育て包括支援課	事後	機構改革
令和6年12月25日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価見直し
令和6年12月25日	II 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	無し	新設「人手を介在させる作業」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月25日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	無し	新設「最も優先度が高いと考えられる対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更